



年金の繰下げ年齢上限が変わります！

長期給付係
(082)513-4959

老齢厚生年金は、原則として、65歳から受け取ることができますが、65歳より遅く受け取り始めた場合（繰下げ受給）には増額した年金を受け取ることができます。

令和4年4月1日から「繰下げ年齢上限」が変わります。

現行

<厚生年金・国民年金>

繰下げ支給	70歳まで
増額率一月当たり	+0.7%

<退職等年金給付>

繰上げ支給	60歳から
繰下げ支給	70歳まで

★令和4年
4月から

見直し後

<厚生年金・国民年金>

繰下げ支給	75歳まで
増額率一月当たり	+0.7%

<退職等年金給付>

繰上げ支給	60歳から
繰下げ支給	75歳まで

65歳未満の年金の「在職停止の基準額」が変わります！



共済組合員である再任用フルタイム勤務者、臨時的任用職員等が、在職中に年金の支給開始年齢に到達した際の年金を「在職老齢年金」といいます。在職老齢年金は、賃金（標準報酬月額＋賞与）と調整しますので、一定の「**停止基準額**」を超える場合は、年金の一部又は全部が支給停止になります。

65歳未満の方の在職年金の支給停止基準額は、令和4年4月から、28万円から**47万円**に引き上げられますので、65歳以上の方の在職年金の支給停止額と同じになります。

現行

令和4年3月31日まで

65歳未満	65歳以上
支給停止の 基準額	支給停止の 基準額
28万円	47万円

★令和4年
4月から

見直し後

令和4年4月1日から

65歳未満	65歳以上
支給停止の 基準額	
47万円	

年金加入期間等報告書の提出はお済ですか？

公立学校共済組合広島支部の組合員の資格を取得した場合は、「**年金加入期間等報告書**」を提出してください。この年金加入期間等報告書は、日本年金機構が付番している「基礎年金番号」を登録するために必要です。この基礎年金番号の登録が遅れた場合は、日本年金機構から国民年金加入に関する「**勧奨通知書**」が届く場合がありますので御注意ください。